広告物の基本要件と基準

基本要件（抜粋）

① 景観への配慮

・都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものとする。
・点滅灯や回転灯類は附帯させない。（安全のため必要な場合を除く。）

② 色 彩

・地色は、けばけばしい色彩を避ける。使用する色の数はできるだけ少なくする。
・発光式及び反射式の素材は、できるだけ使用しない。（第1種〜3種禁止地域では使用しない。）

③ 表示面積と高さ

・表示の大きさは、効果の限度においてなるべく小さくする。
・高さは、効果の限度においてできるだけ低くする。

④ 設置数と設置場所

・意匠及び広告内容が同一でありかつ広告主が同一であるものを狭い区域に集中して表示しない。
・道路に沿い多数連続的に表示しない。（売出し広告又は祭礼等一時的に使用するものを除く。）

⑤ 照明を利用するもの

・過剰に明るくしないものとする。
・照明の照らす範囲は、必要最小限とする。

⑥ その他

・交通信号機の背面では、赤、黄及び青の照明を使用しない。
・視界を妨げるものではあってはならず、道路交通の安全に支障を及ぼすおそれがないものとする。

基 準（抜粋）

地域種別		禁止地域 第1種	禁止地域 第2種	禁止地域 第3種 *4	禁止地域 第4種 *4	禁止地域 第5種 *4 *5	禁止地域 第6種 *4	許可地域	許可地域 景観保全型広告整備地区
景観計画との関係		伝統環境保存区域（住居）風致地区	（住宅地にふさわしい良好な景観を保全等）	伝統環境保存区域（住居）	伝統環境保存区域（商業）、伝統環境調和区域	（北陸自動車道に接続する展望可能な地域）	重要広域幹線景観形成区域	近代的都市景観創出区域、景観計画区域（その他）	
自家広告物以外の表示 *1		× 禁止	× 禁止	× 禁止	× 禁止	掲出可（屋上禁止）	× 禁止	掲出可（屋上禁止）	不可
敷地内の合計		5㎡以内	10 ㎡以内	10 ㎡以内	各壁面の3割又は15㎡以内	各壁面積の3割又は20㎡（展望可能部分で15㎡）以内	各壁面積の3割又は20㎡以内	各壁面積の3割（商業4割）又は20㎡以内	
広告物の種類	壁面広告物	地上6m以下（ビル名称除く）	地上6m以下（ビル名称除く）	地上6m以下（ビル名称除く）	地上6m以下（ビル名称除く）かつ10㎡以内	地上12m以下（ビル名称除く）各壁面1割（商業2割）又は10㎡以内	地上12m以下（ビル名称除く）各壁面1割（商業2割）又は10㎡以内	地上12m以下（ビル名称除く）各壁面1割（商業2割）又は10㎡以内	⊕ 建物側面は地上6m以下（ビル名称除く）写真・イラスト・ネオン・映像不可
	屋上広告物	× 禁止	× 禁止	3m以下、地上20m（商業：40m）以下	3m以下、地上20m（商業：40m）以下	地上40m以下、高さ4m以下かつ建築物の1/2以下 映像禁止	地上40m以下、高さ4m以下かつ建築物の1/2以下 映像禁止	地上40m以下、高さ4m以下かつ建築物の1/2以下 映像禁止	⊕ 写真・イラスト不可
	突出広告物	上端：軒高まで 下端：2.5m以上	上端：軒高まで 下端：2.5m以上	上端：軒高まで 下端：2.5m以上	上端：31m以下 下端：2.5m以上	上端：31m以下 下端：2.5m以上	上端：31m以下 下端：2.5m以上	上端：31m以下 下端：2.5m以上	
	独立自家広告物 *2	地上4m以下 1基5㎡以内	地上6m以下 1面5㎡で計10㎡以内	地上6m以下 1面5㎡で計10㎡以内	地上6m以下 1面5㎡で計10㎡以内、1敷地15㎡以内	地上6m以下 1面10㎡で計20㎡以内かつ1敷地道路に面する毎に30㎡以内	地上6m以下 1面10㎡で計20㎡以内かつ1敷地道路に面する毎に30㎡以内	地上6m以下 1面10㎡で計20㎡以内かつ1敷地道路に面する毎に30㎡以内	
	可変表示装置	× 禁止	× 禁止	× 禁止	× 禁止	映像：地上4m以下かつ各1方向5㎡以内 屋上禁止 文字：地上8m以下	映像：地上4m以下 各1方向5㎡以内 屋上禁止	映像：地上4m以下 各1方向5㎡以内 屋上禁止	⊕ 建物側面は映像不可
	野立て広告物 *3	× 禁止	× 禁止	× 禁止	× 禁止	許可地域に同じ	× 禁止	地上4m以下、1面5㎡で計10㎡以内かつ1敷地15㎡以内、1施設4基以内、誘致距離3km以内、管理者明記	不可
	特定屋内広告物	・市内全域：高さ、大きさ、色彩等について共通化を図る。1開口部あたりの表示　割合が1階以下は5割以内、2階以上は3割以内とする。 ・特定屋内広告物届出地区（まちなか区域）：特定屋内広告物（P4）についても　上記の基準が適用される（面積の基準は屋外広告物との合計で上記の基準内でなければならない。）							
自家広告物の許可不要基準 まちなか区域の特定屋内広告物届出不要基準		3㎡以内 3㎡以内かつ屋外との合計で5㎡以内	5㎡以内 5㎡以内	5㎡以内 5㎡以内	5㎡以内 5㎡以内	5㎡以内 5㎡以内	5㎡以内 5㎡以内	10㎡以内 10㎡以内	※届出は必要 ー

＊1 自家広告物・・・・自己の名称、商標や事業内容を、自己の敷地や事業所に表示する広告物
＊2 独立自家広告物・・・・第1種独立広告物調整地区では地上8m以下（同第2種では地上10m以下）
＊3 野立て広告物・・・・自己の敷地や事業所でないところに表示する広告物。高さ、大きさ色彩等について共通化を図る。
　第1・2種独立広告物調整地区では地上6m以下、1基1面10㎡で計20㎡以内、1敷地20㎡以内（その他の基準は許可地域に同じ）
＊4 商業・・・・都市計画法の規定に基づく用途地域のうちの商業地域
＊5 展望可能部分・・・・地上8m超で高速道路から展望できる部分

・金沢市屋外広告物審査会（P16）にて、良好な景観や風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮されていると認められると、屋外広告物は高さと面積について1.5倍の数値まで（特定屋内広告物は上表の基準を必要な範囲まで）緩和できます。
・複数の入居者がある施設等の場合、一部の入居者が過大に掲出すると、他の入居者が掲出できなくなったり、全体が不揃いになるなど、管理上及び景観上支障になりやすいため、所有者や管理者の積極的な関与をお願いしています（P05）。
・広告物活用地区・・・・景観上及び安全上支障がないものと市長が確認した場合、許可地域の基準を超える掲出が可能です（P10）。
・複数の禁止地域に該当する場所にあっては、厳しい方の基準が適用されます。